

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和二年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

二二〇kV特別高圧架空送電線 広島西幹線N〇・二〇一〇経年鉄塔建替工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

広島市東区馬木六丁目一八八九番一、一八八九番三、馬木町字近藤磯一〇四五二番五、

一〇四五二番六、一〇四五二番八の二、一〇四五三番、一〇四五七番二九、一〇四五七番

四六、字彦九郎乙一八八八番及び字押ヶ谷一〇四四〇番一七地内

五 立ち入ることができる期間

令和二年一月三十日から令和三年三月三十一日まで